

## 横浜市金沢産業振興センター消火ポンプ等設備更新工事 特記仕様書

1-1 件名	横浜市金沢産業振興センター消火ポンプ等設備更新工事
1-2 履行場所	横浜市金沢産業振興センター
1-3 履行期間	契約締結日から令和3年12月28日まで
1-4 工事の目的	消火ポンプ及び散水ポンプ設備等が経年劣化しているので、設備の更新工事を行う。
1-5 現場責任者	現場責任者は、消火ポンプ等設備の取扱いに精通した者とする。
1-6 工事の内容	<ol style="list-style-type: none"><li>消火ポンプ設備及び散水ポンプ設備を更新する。<ol style="list-style-type: none"><li>クラブ棟機械室内の既存消火ポンプ設備及び散水ポンプ設備を撤去し、新たに消火ポンプ設備及び散水ポンプ設備を設置する。</li><li>既存消火ポンプ設備及び散水ポンプ設備の制御盤の改修工事を実施する。</li></ol></li><li>更新後の試験、調整を行い、安全に消火ポンプ設備及び散水ポンプ設備の機能が効力を十分に発揮する状態にする。</li><li>産業廃棄物処分、その他必要な手続きを含む。</li></ol>
1-7 設備機器	<p>設備機器等の使用は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>消火ポンプ設備<ol style="list-style-type: none"><li>消火栓ポンプユニット エバラ 80×65FMDFU2515 1式</li><li>制御盤・呼水水槽・フレキ・逆止弁・止水弁等 1式</li><li>消火栓起動装置 1個</li><li>フランジフレキ 500L 80A（消防認定品） 1個</li><li>配管継手類 1式</li><li>配管保温材 1式</li><li>基礎製作材料 1式</li><li>電気材料 1式</li><li>支持金物 1式</li><li>消耗品雑材料（振敷ゴム、ボルト：SUS製、パッキン類等） 1式</li><li>ボルト・パッキン類 1式</li><li>雑材料・消耗品 1式</li></ol></li><li>散水ポンプ設備<ol style="list-style-type: none"><li>散水ポンプ エバラ 80MS5511B（電動機・ベース含む） 1式</li><li>ハンマーソフト逆止弁 80A 1個</li></ol></li></ol>

- (3) ゲートバルブ JIS 10K 80A 1個
- (4) ゲートバルブ JIS 5K 80A 1個
- (5) フランジフレキ 300L 80A 1個
- (6) フランジフレキ 500L 80A 1個
- (7) 弁類交換作業 1式
- (8) 支持金物 1式
- (9) 消耗品雑材料（振敷ゴム、ボルト：SUS製、パッキン類等）1式
- (10) 雑材料・消耗品費 1式

#### 1-8

##### 適用範囲

現場の施工に際し、下記の点に注意すること。

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な部品・設備等及び工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無に関わらず、工事受注者の責任において全て完備すること。

#### 1-9

##### 疑義

本仕様書に定めた事項について、疑義が生じた場合は公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い指示に従うこと。

また、工事施工中に疑義が生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

#### 1-10

##### 現場の施工

施行は、設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

##### 1 施工

- (1) 既存の消火ポンプ設備の撤去及び新設の消火栓ポンプユニット設備の据付。
- (2) 同上に伴う制御盤・呼水水槽・フレキ・逆止弁・止水弁の撤去及び据付。
- (3) 消火栓起動装置の撤去及び基礎の製作・据付。
- (4) 同上に伴う電気設備の配線・配管の撤去及び据付。
- (5) 既存の散水ポンプの撤去及び新設の散水ポンプ設備の据付。
- (6) 同上に伴うフレキ・逆止弁・止水弁の撤去及び据付。
- (7) 散水ポンプ起動装置の撤去及び基礎の製作・据付。
- (8) 同上に伴う電気設備の配線・配管の撤去及び据付。
- (9) 1-7の消火ポンプ設備及び散水ポンプ設備の部品設置、試運転を実施。
- (10) 配管の接続及び保温を実施。
- (11) 試運転・調整の実施。
- (12) 旧ポンプ・電動機・ベース撤去・処分及び新ポンプ・電動機・ベース搬入・据付実施。

##### 2 安全管理

- (1) 工事の施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに

監督員に報告するとともに、事後対応すること。

- (2) 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
- (3) 工事施工中に事故が発生した場合は、ただちに適切な措置を行うとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。
- (4) 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
- (5) 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
- (6) 危険物を使用して工事を施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願いを提出し、承諾を得ること。
- (7) 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けると共に立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。

### 3 現場管理

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。また、本工事は施設を運転しながら工事になるため、点検整備に支障が生じないように十分配慮すること。

### 4 仮設

本工事に必要な電源は、既存設備から供給する。

### 5 発生材の処理

発生材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。また必要に応じ、マニフェストを提出すること。

### 6 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議のうえ、請負人の負担で速やかに復旧すること。

### 7 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片付け及び清掃を行うこと。

### 8 その他

- (1) 工事期間中は、入居テナント、来館者に支障がないように工事を施工すること。
- (2) 工事期間中、利用者等の安全には十分注意すること。
- (3) 施工にあたり事前に担当者と綿密に協議し、騒音・振動・異臭等の発生される作業及び資材等の搬出入は、監督員の承認を得ることとする。
- (4) 工事関係者が現場以外の施設内に立ち入る際は、監督員の承認を得ること。
- (5) 施工にあたりトラブルが生じた場合は、監督員に連絡して解決を図ること。
- (6) その他に発生した事項については、監督員と打ち合わせの上、施工すること。
- (7) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。また、工事関係者用に駐車場を無償で用意することができる。
- (8) 施工に使用する電気、水道は無償提供する。